

石川県眺望計画

石 川 県

目 次

1. 目的	1
2. 眺望景観保全地域	
(1) 白山眺望景観保全地域（木場潟）	1
(2) 白山眺望景観保全地域（柴山潟）	3
(3) 七尾湾眺望景観保全地域（別所岳サービスエリア）	5
(4) 白山眺望景観保全地域（北陸新幹線）	7
別表	9
別図	11
3. 屋外広告物の表示等に関する方針	15

石川県眺望計画

1. 目的

本計画は、石川県における優れた眺望景観を保全・創出するために、いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第12条の規定及び県土全域の景観形成に関する基本的かつ総合的な計画であるいしかわ景観総合計画に基づき定めるものである。

2. 眺望景観保全地域

（1）白山眺望景観保全地域（木場潟）

1）区域等

①視点場及び視対象

- ・視点場は、木場潟公園の「五郎座橋」から「湿原の森」までの遊歩道とする。
- ・視対象は、白山の主峰部を中心とした白山山系とする。

②眺望景観保全地域

優れた眺望景観を形成する必要がある地域として、別図1に「眺望景観保全地域」と図示した範囲とする。

③特別地域

眺望景観保全地域のうち、建築物等の高さ等が眺望景観に及ぼす影響の特に大きい地域として、別図1に「特別地域」と図示した範囲とする。

2）眺望景観の形成に関する方針

①眺望景観の保全

白山の主峰部を中心とした眺望景観を保全するため、前景となる中間山地の稜線を切るなど眺望景観を阻害するおそれのある建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、山地・森林や湖沼・田園などの景観の保全・創出を図る。

②湖沼景観の保全・創出

白山の眺望景観の構成上、特に重要な要素である木場潟の景観を保全するため、周辺の建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、湖岸のヨシや樹木の適切な管理、水質の改善に努める。

③視点場の整備

白山の眺望を楽しみ、景観保全の重要性を普及啓発するための場所として、休憩施設や駐車場、案内・解説看板などの整備に努める。

④公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

⑤景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

3）行為の制限に関する事項

①届出対象行為

別表1のとおり

石川県眺望計画

②眺望景観形成基準

(○印は眺望景観保全地域で適用する基準、◎印は特別地域で追加する基準)

■建築物及び工作物

項目	眺望景観形成基準
位置・規模(高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。 ◎視点場から最も近い中間山地(能美・江沼丘陵)の稜線を切らない位置・高さとする(別図1のとおり)。
形態・意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(い)欄のとおりとする。 ○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(ろ)欄のとおりとする。
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

※ただし、地形等により視点場から望見されない場合はこの限りでない。

■開発行為

項目	眺望景観形成基準
盛土・切土	○木場潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	○大規模なおり面が生じないよう配慮する。 ○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ○景観に配慮した植栽計画とする。

(2) 白山眺望景観保全地域（柴山潟）

1) 区域等

① 視点場及び視対象

- ・ 視点場は、主要地方道山中伊切線の「源平橋」とする。
- ・ 視対象は、白山の主峰部を中心とした白山山系とする。

② 眺望景観保全地域

優れた眺望景観を形成する必要がある地域として、別図2に「眺望景観保全地域」と図示した範囲とする。

③ 特別地域

眺望景観保全地域のうち、建築物等の高さ等が眺望景観に及ぼす影響の特に大きい地域として、別図2に「特別地域」と図示した範囲とする。

2) 眺望景観の形成に関する方針

① 眺望景観の保全

白山の主峰部を中心とした眺望景観を保全するため、前景となる中間山地の稜線を切るなど眺望景観を阻害するおそれのある建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、山地・森林や湖沼・田園などの景観の保全・創出を図る。

② 湖沼景観の保全・創出

白山の眺望景観の構成上、特に重要な要素である柴山潟の景観を保全するため、周辺の建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、湖岸のヨシや樹木の適切な管理、水質の改善に努める。

③ 視点場の整備

白山の眺望を楽しみ、景観保全の重要性を普及啓発するための場所として、休憩施設や駐車場、案内・解説看板などの整備に努める。

④ 公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

⑤ 景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

3) 行為の制限に関する事項

① 届出対象行為

別表1のとおり

石川県眺望計画

②眺望景観形成基準

(○印は眺望景観保全地域で適用する基準、◎印は特別地域で追加する基準)

■建築物及び工作物

項目	眺望景観形成基準
位置・規模(高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。 ◎視点場から最も近い中間山地(能美・江沼丘陵)の稜線を切らない位置・高さとする(別図2のとおり)。
形態・意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(い)欄のとおりとする。 ○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(ろ)欄のとおりとする。
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

※ただし、地形等により視点場から望見されない場合はこの限りでない。

■開発行為

項目	眺望景観形成基準
盛土・切土	○柴山潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	○大規模なりの面が生じないよう配慮する。 ○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ○景観に配慮した植栽計画とする。

(3) 七尾湾眺望景観保全地域（別所岳サービスエリア）

1) 区域等

① 視点場及び視対象

- ・ 視点場は、能登有料道路「別所岳サービスエリア」とする。
- ・ 視対象は、七尾湾及び能登島とする。

② 眺望景観保全地域

優れた眺望景観を形成する必要がある地域として、別図3に「眺望景観保全地域」と図示した範囲とする。

③ 特別地域

眺望景観保全地域のうち、建築物等の高さ等が眺望景観に及ぼす影響の特に大きい地域として、別図3に「特別地域」と図示した範囲とする。

2) 眺望景観の形成に関する方針

① 眺望景観の保全

波静かな七尾湾と能登島からなる内湾の眺望景観を保全するため、眺望対象となる海岸線や丘陵地・森林などの景観の保全創出を図る。

② 視点場の整備

七尾湾の眺望を楽しみ、景観保全の重要性を普及啓発するための場所として、休憩施設や駐車場、案内・解説看板などの整備に努める。

③ 公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

④ 景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

3) 行為の制限に関する事項

① 届出対象行為

別表1のとおり

石川県眺望計画

②眺望景観形成基準

(○印は眺望景観保全地域で適用する基準、◎印は特別地域で追加する基準)

■建築物及び工作物

項目	眺望景観形成基準
位置・規模(高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。 ◎視点場から見た七尾湾の海岸線(又は見かけ上の海岸線)を切らない位置、高さとする(別図3のとおり)。
形態・意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(い)欄のとおりとする。 ○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(ろ)欄のとおりとする。
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

※ただし、地形等により視点場から望見されない場合はこの限りでない。

■開発行為

項目	眺望景観形成基準
盛土・切土	○日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	○大規模なりの面が生じないよう配慮する。 ○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ○景観に配慮した植栽計画とする。

(4) 白山眺望景観保全地域（北陸新幹線）

1) 区域等

① 視点場及び視対象

- ・ 視点場は、別図4に記載する北陸新幹線上の小松市大領町から加賀市分校町までの区間（新幹線車窓から眺望が可能な区間に限る）とする。
- ・ 視対象は、白山の主峰部を中心とした白山山系とする。

② 眺望景観保全地域

優れた眺望景観を形成する必要がある地域として、別図4に「眺望景観保全地域」と図示した範囲とする。

③ 特別地域

眺望景観保全地域のうち、建築物等の高さ等が眺望景観に及ぼす影響の特に大きい地域として、別図4に「特別地域」と図示した範囲とする。

2) 眺望景観の形成に関する方針

① 眺望景観の保全

白山の主峰部を中心とした眺望景観を保全するため、前景となる中間山地の稜線を切るなど眺望景観を阻害するおそれのある建築物及び工作物の高さ等を規制・誘導するとともに、集落・温泉街、山地・森林や湖沼・田園などの景観の保全・創出を図る。

② 湖沼景観の保全・創出

白山の眺望景観の構成上、特に重要な要素である木場潟の景観を保全するため、周辺の建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、湖岸のヨシや樹木の適切な管理、水質の改善に努める。

③ 公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

④ 景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

3) 行為の制限に関する事項

① 届出対象行為

別表1のとおり

石川県眺望計画

②眺望景観形成基準

(○印は眺望景観保全地域で適用する基準、◎印は特別地域で追加する基準)

■建築物及び工作物

項目	眺望景観形成基準
位置・規模(高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。 ◎視点場から最も近い中間山地の稜線を切らない位置・高さとする(別図4のとおり)。
形態・意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(い)欄のとおりとする。 ○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(ろ)欄のとおりとする。
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

※ただし、地形等により視点場から望見されない場合はこの限りでない。

■開発行為

項目	眺望景観形成基準
盛土・切土	○木場潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	○大規模なのり面が生じないよう配慮する。 ○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ○景観に配慮した植栽計画とする。

石川県眺望計画

別表1 届出対象行為一覧

行為の種類	届出対象規模	
	眺望景観保全地域	特別地域
建築物の新築、増築、改築、移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更	高さ 13mを超えるもの又は建築面 積 500 m ² を超えるもの	高さ 10mを超えるもの又は建築面 積 200 m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更	<p>高さが 13mを超えるもの</p> <p>※工作物が建築物と一体となって設置され る場合は、地盤面からの合計高さが 13m を超えるもの</p>	<p>高さが 10mを超えるもの</p> <p>※工作物が建築物と一体となって設置され る場合は、地盤面からの合計高さが 10m を超えるもの</p>
煙突		
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、 木柱その他これらに類するもの (旗竿、架空電線路用、電気事業 者保安通信設備用除く)		
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔 その他これらに類するもの		
高架水槽、サイロ、物見塔その他 これらに類するもの		
擁壁		
乗用エレベーター、エスカレータ ーで観光のためのもの		
ウォーターシュート、コースター その他これらに類する高架の遊戯 施設		
メリーゴーランド、観覧車、オク トパス、飛行塔その他これらに類 する回転運動をする遊戯施設で原 動機を使用するもの		
コンクリートプラント、アスファ ルトプラント、クラッシャープラ ントその他これらに類する製造施 設		
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、 飼料等の貯蔵し、又は処理する施 設		
汚水処理施設、汚物処理施設、ご み処理施設その他の処理施設		
築造面積が 300 m ² を超える自動車 車庫の用に供する立体的駐車場施 設		
開発行為(都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの)	開発面積が 10,000 m ² を超えるもの	開発面積が 3,000 m ² を超えるもの

石川県眺望計画

別表2 色彩の数値基準(JIS Z 8721 による)

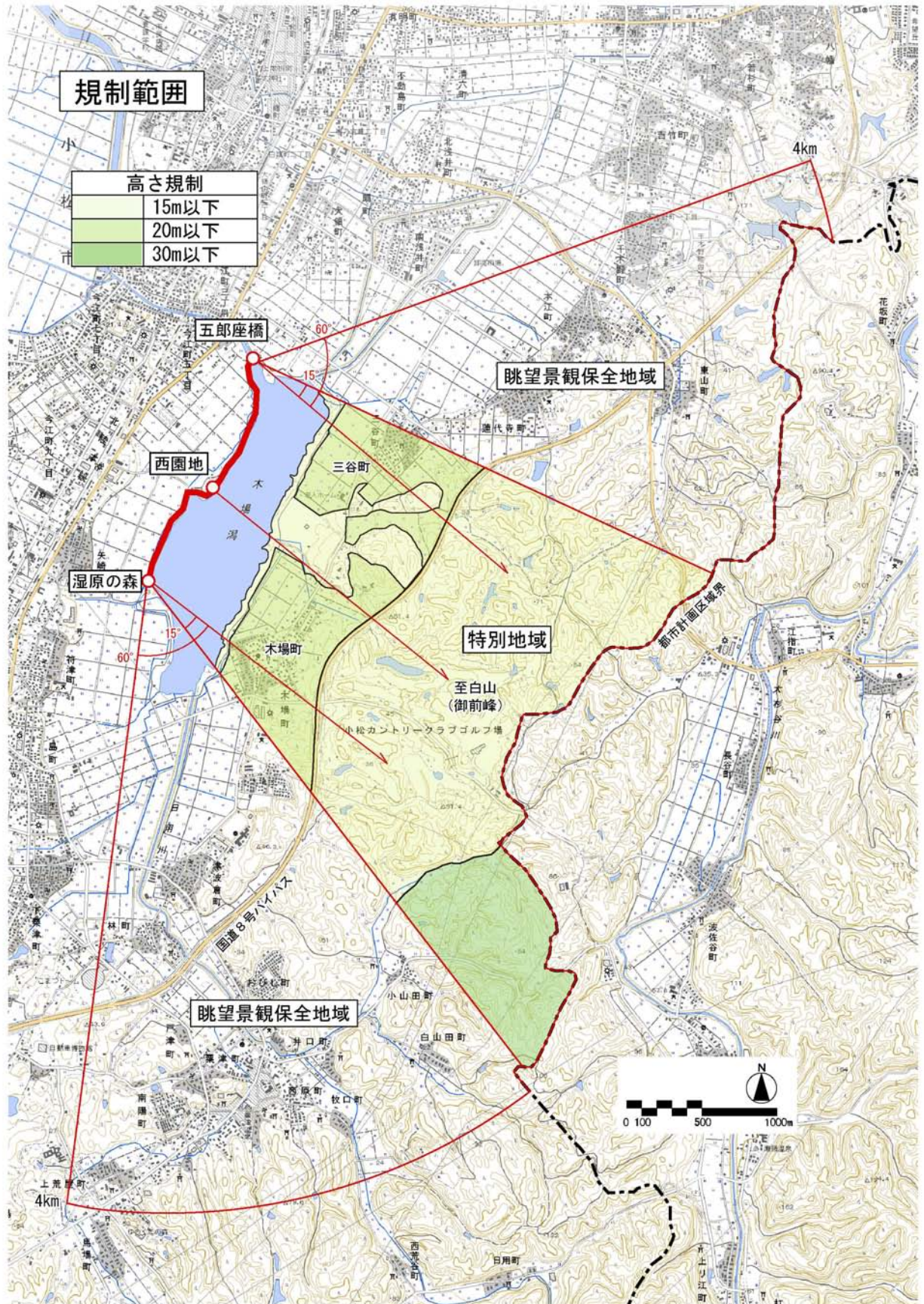
色相	(い) 眺望景観保全地域	(ろ) 特別地域		
		0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他
明度	8.5 以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5
彩度	6 以下	6 以下	4 以下	2 以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- ① 表面に着色しない素材を使用する場合
- ② 見付面積の5分の1未満の範囲内で外壁のアクセント色とする場合
- ③ 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④ その他必要と認める場合

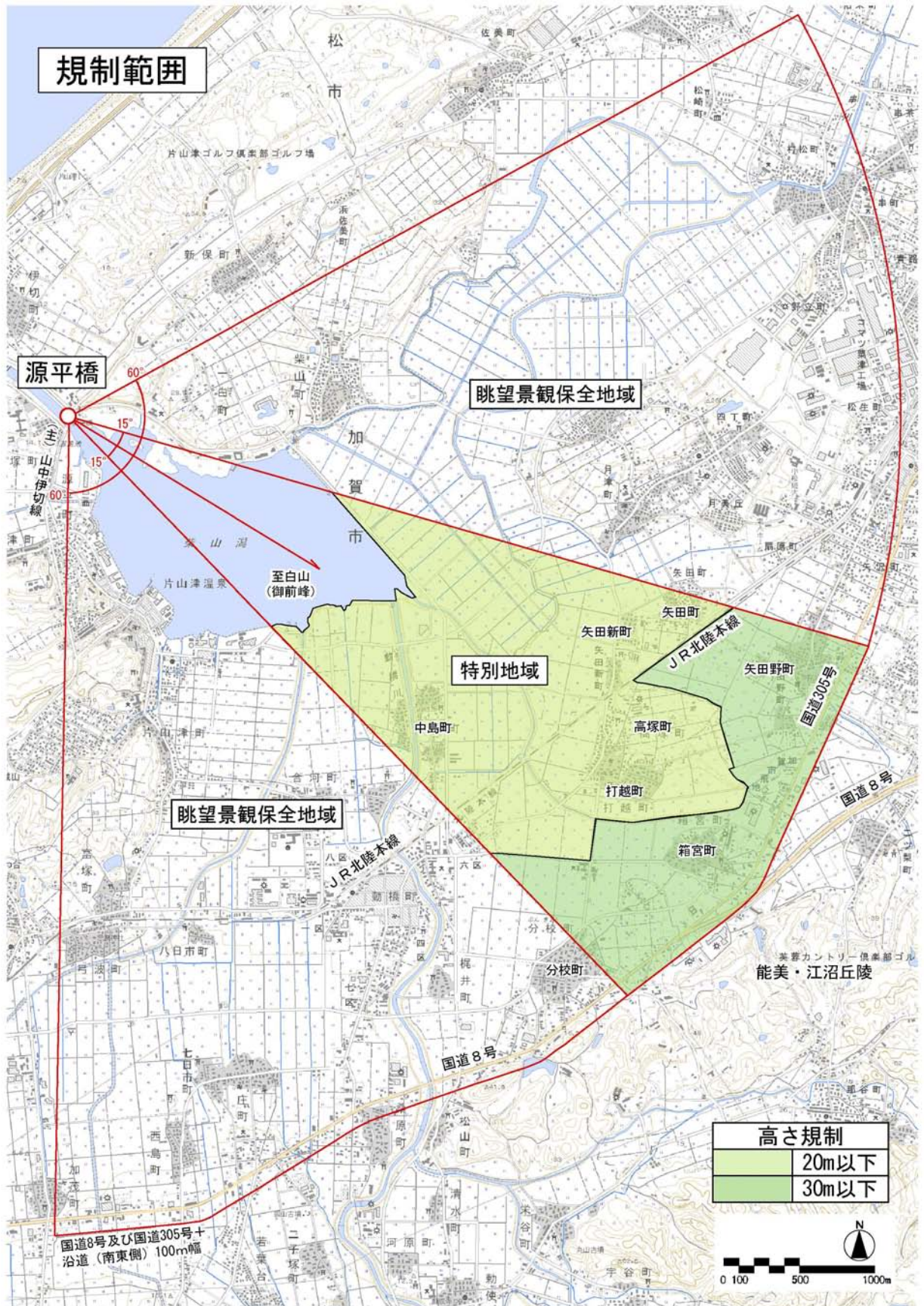
石川県眺望計画

別図1 <白山眺望景観保全地域（木場潟）>



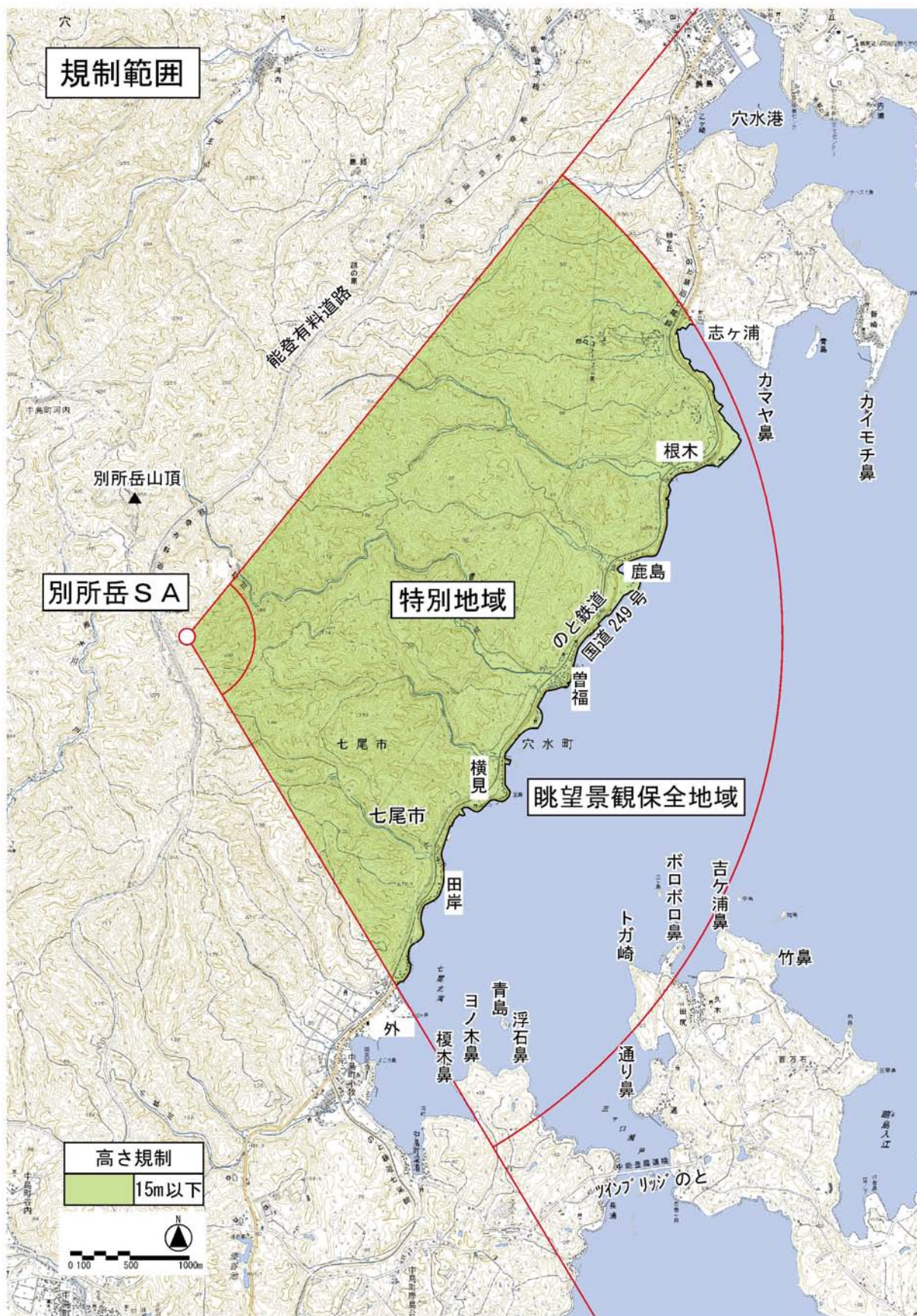
石川県眺望計画

別図2 <白山眺望景観保全地域（柴山潟）>



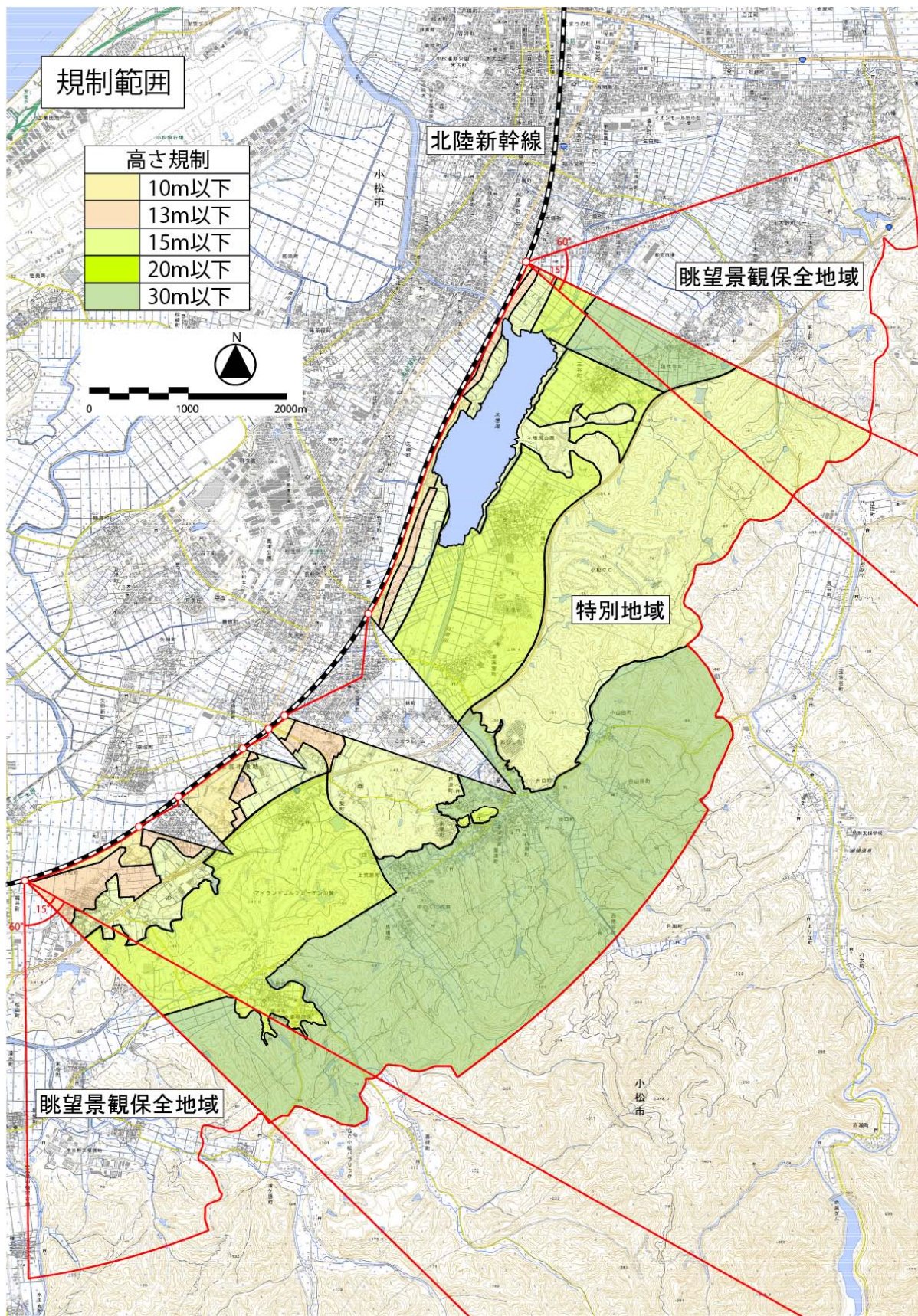
石川県眺望計画

別図3 <七尾湾眺望景観保全地域（別所岳SA）>



石川県眺望計画

別図4 <白山眺望景観保全地域（北陸新幹線）>



3. 屋外広告物の表示等に関する方針

- (1) 屋外広告物は景観形成における重要な構成要素であることから、いしかわ景観総合計画に定める地域の設定を尊重し、建築物等と一体的な規制誘導により、良好な景観の形成を図るものとする。
- (2) 広告物の表示については、周辺の景観との調和が保たれるとともに、新たに良好な景観が創出されるよう、いしかわ景観総合条例の規定により必要な規制誘導を行うものとする。

石川県眺望計画

<変更履歴>

当 初（平成20年7月31日告示 平成21年1月1日施行）

第1回変更（令和4年3月31日変更告示 同年10月1日施行）

- ・ 白山眺望保全地域（北陸新幹線）の追加指定